



農商工等連携対策支援事業(補助金)の概要

I. 事業化・市場化支援事業

1. 補助対象者 認定農商工等連携事業を実施する中小企業者の代表者。(中小企業者とは、農商工等連携促進法に規定する者。)
2. 補助対象事業 農商工等連携促進法に基づく認定農商工等連携事業に係る新商品・新役務の開発、それに係る試作・実験、マーケティング調査等を対象。
3. 補助対象経費 ①事業費(謝金、旅費、借損料、連携構築費、産業財産権等取得費、雑役務費、委託費)
②販路開拓費(マーケティング調査費、委託費)
③試作・開発費(原材料費、機械装置等費、試作・実験費、委託費)
※試作や実験を行う目的(補助事業目的)と見なされない場合は、補助対象外。
4. 補助金額及び補助率 試作・開発費を申請する場合 : 補助金額は、100万円以上3,000万円以下/件
試作・開発費を申請しない場合 : 補助金額は、100万円以上2,500万円以下/件
補助率は、補助対象経費の3分の2以内

II. 連携体構築支援事業(支援機関型)

1. 補助対象者 認定農商工等連携支援事業を実施する公益法人又はNPO法人。
2. 補助対象事業 農商工等連携促進法に基づく認定農商工等連携支援事業に係るセミナー、研修、交流イベント等を対象。
3. 補助対象経費 事業費(謝金、旅費、会場借料、借損料、マーケティング調査費、広報費、コンサルタント費、雑役務費)
4. 補助金額及び補助率 補助金額は、100万円以上500万円以下/件
補助率は補助対象経費の3分の2以内

※上記補助金は、補助金公募期間中に申請し、交付決定を受けてから使用可能となります。また、補助金額については、制度毎の予算額に応じて決められるものであり、必ずしも希望する金額がそのまま交付決定されるとは限りませんのでご注意ください。